

# 固定資産評価の現状と課題

## ——日本基準の減損会計——

M1365302 石 田 貴 也

本論文は2005年4月1日以降開始の事業年度から導入予定である減損会計についての考察である。国際会計基準（IAS）と米国会計基準（FAS）と日本基準（公開草案段階のもの）の比較をおこない、減損会計の理解を深め、日本基準の内容検討をしたい。またIAS第40号に別規定がある「投資不動産」についても、日本基準では減損会計に含むこととなっているため、また減損会計を適用するにあたり土地の評価という問題は避けて通れないため、特に不動産評価は詳しく検討する。

まず減損会計を理解するにあたり、IASでの減損会計を見る。1998年に証券監督者国際機構（IOSCO）が要請したコア・スタンダードの完成をみて国際的な会計基準としての後ろ盾を得ているIASであるが、2000年には第40号「投資不動産」を追加し、現在は第1号から第40号までの構成となっており、この中の第36号が「固定資産の減損会計」である。

減損会計の流れは大きく分けて3つのステップを踏む。

### ①減損の兆候の判定→②減損の認識→③減損の測定

まず対象資産となるものなかから減損の兆候が発生しているか否かを検討する。兆候は外部要因（経済状況の変化など）と内部要因（管理会計上の情報など）からその発生を判断することとなる。判定の結果、減損の兆候ありと思われる資産については、資産のキャッシュ・フローを検討することになる。IASではキャッシュ・フローは正味売却価格と使用価値のどちらか高い方であり、これを資産簿価と比較することになる。

比較の結果、減損が認識できたならば、減損を測定し

(IASでは認識・測定におけるキャッシュ・フロー額は同額)費用計上する。減損損失は特別損失の欄に計上する。以上が減損計上までの大きな流れであるが、その他IAS36号の特徴としては、減損を計上した資産の価値が回復した際には、取得価格を上限に資産価値を回復させる減損の戻入れをおこなう。

減損会計における大きな論点は3点あるが、見積者の恣意性の問題でもある。1つには対象資産となる資産が個別にキャッシュ・フローを生成する際には問題とならないが、複数の資産を一単位としてキャッシュ・フローを生成するような場合には、その資産グループを一単位として計算をせねばならない。この資産グループをどのように形成するかという問題が減損の発生に

大きな影響を与える。簿価を上回るキャッシュ・フローを生成する資産と下回る資産との組み合わせによっては減損を消すことも可能となる。2つには将来キャッシュ・フローの見積りについてである。キャッシュ・フローは簿価と比較するための重要な数字であるが、この算定にあたっては見積者により大きな違いが発生する可能性が高い。耐用年数や予想される可能性を計算の考慮にいれることは容易くない。3つには割引率の問題である。資産の価値である使用価値を見積もる際には予想されるキャッシュ・フローをより実現可能な数値に近づけるために割引率が必要となる。使用割引率により将来キャッシュ・フローの数値に大きく影響するため算定には注意を要する。以上3点の決定は慎重におこなわなければならない。

日本基準は、IASやFASの基準をもとに2002年4月に公開草案が公表され、内容は前2者とそれほど変わるものではない。IAS基準と異なる点は、減損の認識の段階では、FASと同じく割引前の数値でキャッシュ・フローを計算する点と、減損を計上した資産価値が回復したとしても減損の戻入れはおこなわないことである。また投資不動産を減損会計のなかに取り込んでいる。投資不動産についても自己の営業用資産と同様に兆候、認識、測定をおこなうことになる。減損会計は資産の収益性に注目するという、今まで日本の会計に無かった考え方をもととするため、その導入においては馴染むのに時間が必要であろう。それ故に、少なくとも上記に示した3点についてはより詳しい算出方法を具体的に例示する必要があると思う。

減損会計を日本に導入すれば、何が問題となるであろうか。減損会計は資産の減損を測定する。当然資産のなかには土地や建物も含まれる。日本は1980年代バブル経済という時代を過ごした。この時期には高額な土地が売買されている。しかし、景気低迷の影響をうけ土地価格は下がる一方である。これらの土地は減損会計導入により、含み損を表にださねばならない。バブル期に取得した土地の多くは帳簿価格を割っており、これらの損失は企業経営を圧迫する。企業は含み損を抱えた土地の処分方法を考えざるを得ない。この企業に与えるインパクトは相当のものであろう。しかし、これを契機に日本企業の持つ良い部分を生かしつつ、収益性の向上を目指し、再スタートを切ることが大事である。